

教育子ども委員会 説明資料

目 次

	頁
1 名古屋市児童を虐待から守る条例（抜すい）	1
2 中央・西部・第3児童相談所の機能の考え方	1

平成27年9月24日

子ども青少年局

1 名古屋市児童を虐待から守る条例（抜すい）

（市会への報告及び公表）

第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

（平成25年4月1日施行）

2 中央・西部・第3児童相談所の機能の考え方

区分	中央児童相談所	西部児童相談所	第3児童相談所
共通機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関するあらゆる相談に対する援助 ・心理療法等による支援 ・「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく立入調査、臨検・捜索をはじめとする緊急介入 ・一時保護 ・児童福祉施設への措置、里親等への委託 ・家庭復帰・家族再統合に向けた支援 ・家庭裁判所への親権喪失宣告や未成年後見人選任等の請求 ・区における相談業務に対する援助 		
個別機能	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所間の連絡調整 ・市外の児童相談所との措置の調整 ・統計等のとりまとめ 	-	-
一時保護所	附 設 （定員25名）	附 設 （定員25名）	附設予定 （定員25名予定）